

3. 新事業や経営革新に取り組みたい

産学官・異業種の事業者と連携して新事業を行いたい

商業・サービス競争力強化連携支援事業 (新連携支援事業)

趣旨・目的

中小企業者が、産学官で連携し、また異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等のうち、地域経済を支えるサービス産業の競争力強化に資すると認められる取組について支援する。異分野の事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源）を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ることを目的とする。

対象となる方

「中小企業等経営強化法」第2条第1項に基づく中小企業者（みなし大企業を除く）
※異業種分野の中小企業者2者以上の連携が必要

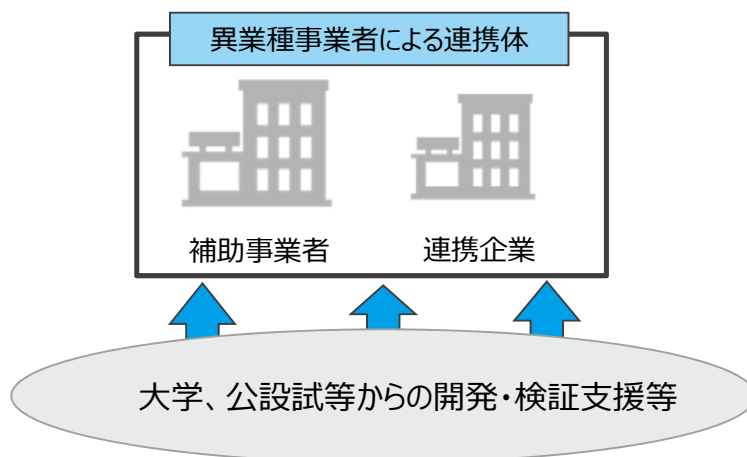
補助対象事業

産学官で連携し、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う新しいサービスモデルの開発等の事業。

支援内容

| | |
|-------|--|
| 事業期間 | 2年度 ※1年度目の後半に中間評価を実施します。次年度の補助を保証するものではありません。 |
| 補助率 | 2分の1以内 ※ただし、IoT、AI、ブロックチェーン等先端技術を活用した事業の場合、3分の2以内 |
| 補助上限額 | 3,000万円 ※2年度目は初年度の交付決定額が上限 |

【イメージ図】



問い合わせ先

近畿経済産業局 産業部 サービス産業室

TEL：06-6966-6053（129ページ No.3）